3陳情第27号

３　陳　情 第　２　７　号	建設アスベスト被害者補償基金給付金（略称）創設にあたり製造企業を含めた全面的な救済制度の枠組構築を国に働きかける意見書の提出を求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年　月　日	令和３年６月４日受理、令和３年６月１１日付託
陳　情　者	新宿区北新宿 執行委員長

（　要　旨　）

今後拡大すると予想される建設アスベスト被害者と遺族を救済する基金制度「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金」創設にあたり、拠出者を国だけではなく、アスベスト建材を製造してきた企業も含めた全面的な救済制度の枠組構築を国に求める意見書を提出して下さい。

（　理　由　）

首都圏建設アスベスト訴訟は、国とアスベスト建材製造企業の責任を問う訴訟として、２００８年に東京・横浜地裁へ第一陣訴訟の原告が提訴して以来１３年のたたかいの末、ついに２０２１年５月１７日に最高裁で神奈川・東京・京都・大阪一陣原告に対する判決が言い渡され、最高裁正門前に「最高裁判決　国・建材企業に勝訴」「一人親方等も救済」「建材企業の共同不法行為を認定」と三本の旗出しができました。最高裁判決は、原告側の主張の正しさをほぼ全面的に認めたものであります。

また、最高裁が建材メーカーらの共同不法行為責任を認めたことは、高く評価することができ、今後の被害救済につながる大きな成果と言えます。

最高裁判決の翌日、菅内閣総理大臣が、原告の代表に直接、謝罪しました。また、同日、田村厚生労働大臣が、原告団の代表と面会し、地裁・高裁に係属している訴訟の原告に、症状などに応じて最大１，３００万円の和解金のほか、長期間にわたる訴訟の負担を考慮した解決金を支払うこと、さらに、訴訟を起こしていない被害者への補償制度を設け、和解金と同じ額の給付金を支給することなどを明記した基本合意書に調印しました。

この基本合意書では、「国」との関係では裁判することなく補償を受けられる制度が設けられることになります。今後１万人を超えると推測される被害者が、裁判をすることなく国から給付金の補償を受けられる制度が法制化されることの意義は極めて大きなものです。

しかし、この「国」の給付金だけでは被害者にとって完全な賠償を得られるわけではありません。石綿含有建材を警告表示なく販売製造し利益を上げてきたアスベスト建材

メーカーらも被害者に補償（賠償）すべきものであります。
最高裁判決では、国だけではなく、建材メーカーの責任も認められましたが、和解基準及び基金制度ともに国が負担する慰謝料額最大１，３００万円として、建材メーカー側との調整がついておらず、建材メーカー側の負担分は盛り込まれていません。
与党のプロジェクトチームが取りまとめ、最終的に合意に至った「基本合意書」の第４項の継続協議における「被害者に対する補償に関する事項」には「建材メーカーの対応の在り方」も含まれております。
また、大手マスコミも、最高裁判決では建材メーカーの共同不法行為責任が認められた一方で、救済の枠組に建材メーカーが入っていないことは大問題だと報じています。
５月１９日付の朝日新聞では、「メーカーが参加しなければ、被害者への補償水準は想定の半分にとどまり、本来の救済には遠い。政府は業界へ働きかけを強めるとともに、協力を得られない間の補償のあり方についても別途検討を進めるべきだ。建築現場で働き、経済発展を支え、いま病に苦しむ人々の声に向き合い、問題の全面的な解決を急がなければならない」とあります。
「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案」は、６月２日衆議院厚生労働委員会にて全会一致で可決、６月３日衆議院本会議で可決され、参議院に送られ、６月９日には参議院本会議で可決成立する運びです。
この法案の附帯決議に、最高裁判決で認められなかった期間の問題、屋外作業者の問題と併せて建材メーカーによる被害者への損害賠償問題も取り入れられています。
厚生労働省が作成している「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案概要」には、「検討条項：国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方」と記載されています。
来年４月の施行に向けて、建材メーカーを含めた枠組構築の余地を残しています。そのためには、政府及び与野党問わず国会議員のご尽力が必要です。よって、新宿区議会から国に対して、上記主旨の意見書提出を求める陳情の採択をお願いいたします。